

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

<p>産業廃棄物処理計画書</p> <p>平成24年 6月22日</p> <p>愛知県知事 殿</p> <p>提出者</p> <p>住所 名古屋市中区三の丸三丁目1-2</p> <p>氏名 愛知県公営企業管理者 企業庁長 中野 秀秋</p> <p>電話番号 052-961-2111</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>	
事業場の名称	愛知県愛知用水水道事務所 上野浄水場
事業場の所在地	東海市名和町蕨山7
計画期間	平成24年4月1日～平成25年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	36:水道事業
②事業の規模	
③従業員数	6名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	添付資料 産棄物発生フロー図

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
添付書類 産業廃棄物処理計画 3 (1) のとおり。			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度 (23 年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	浄水処理汚泥	
	排 出 量	26,715 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	浄水処理汚泥	
	排 出 量	26,000 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（ 23 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	浄水処理汚泥	
	全処理委託量	26,715 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	26,715 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	浄水処理汚泥	
	全処理委託量	26,000 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物処理管理組織図

愛知県企業庁 管理部

愛知用水水道事務所 上野浄水場 —— 排水処理施設運転管理者

総括責任者

管理補佐

産業廃棄物処理施設技術管理者

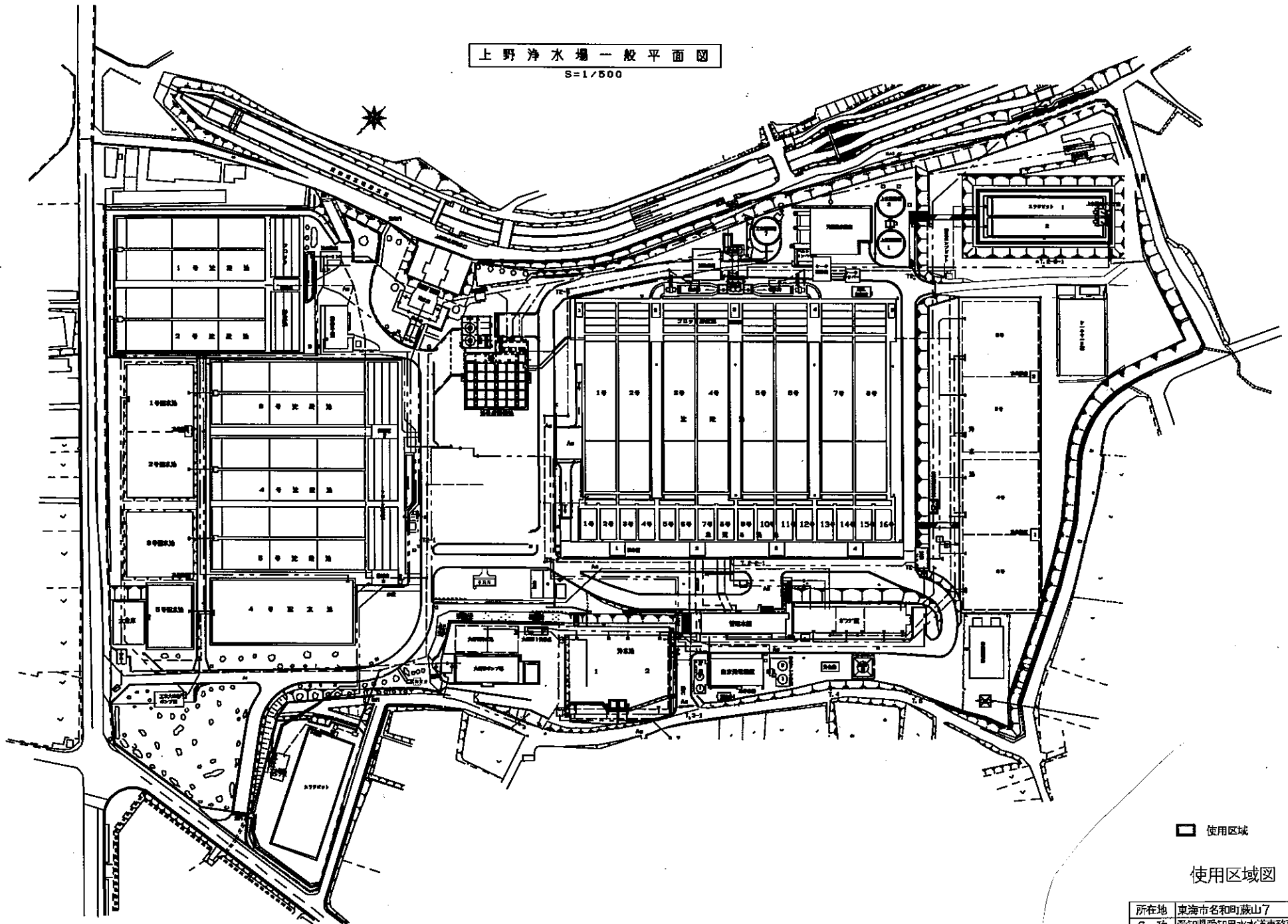
特別管理産業廃棄物管理責任者

廃棄物発生フロー図

		搬出事業所名	愛知県愛知用水水道事務所 上野浄水場
廃棄物の種類		汚泥	
廃棄物の名称		凝集沈澱汚泥	
性状	形状(色調)	でい状(黒・褐色)	
	油分	0%	
製造工程・ 廃棄物の排出過程	原材料 (副原料・ 添加物も記入)	<p>河川水</p> <p>愛知用水</p> <p>凝集剤</p> <p>ホリ塩化アルミニウム(水道) 液体硫酸アルミニウム(工業用水道) 液体苛性ソーダ 粉末活性炭(水道必要時)</p>	
	工程	<pre> graph TD A[河川水] --> B[着水井] C[凝集剤] --> B B --> D[沈澱池] B --> E[沈澱池] D --> F[ろ過池] E --> F F --> G[浄水池] F --> H[配水池] G --> I[送水(水道)] H --> J[配水(工業用水道)] </pre>	
	廃棄物の 処理方法 (機械脱水)	<pre> graph TD K[濃縮槽] --> L[汚泥脱水施設] L --> M[脱水汚泥] M --> N[ケーキホツパ] N --> O[脱水汚泥搬出] </pre> <p>株式会社 アクアサービスあいち</p>	

上野浄水場一般平面図

S=1/500



■ 使用区域

使用区域図

所在地	東海市名和町藤山7
名称	愛知県愛知用水水道事務所

平成24年度産業廃棄物処理計画

愛知県愛知用水水道事務所

上野浄水場

1 事業の概要

上野浄水場の水道事業は、愛知用水事業の一環として昭和32年10月に着手され、昭和37年1月から名古屋市緑区、東海市、大府市、刈谷市に給水を開始しました。その後この地域の著しい経済発展に伴う人口の増、生活水準の向上により、水需要の増加に対処するため拡張、改良を行い施設能力は一日最大給水量164, 100m³/日となり、現在は東海市、大府市、刈谷市、高浜市及び中部水道企業団（豊明市）に給水しています。

工業用水道事業は、水道事業と同様に愛知用水事業の一環として、昭和36年12月から名古屋市、東海市の工業地帯へ給水を開始しました。その後名古屋南部及び名古屋南部臨海工業地域の発展に伴う水需要増加に対処するため、拡張を行い施設能力は一日最大給水量172, 800m³/日となり、現在は名古屋南部、名古屋南部臨海工業地帯及び大府市内陸工業地へ給水しています。

(1) 浄水場職員数

6名

(2) 年間処理水量（H24年度 計画水量）

水道事業 42,209,700m³

工業用水道事業 52,773,000m³

(3) 廃棄物発生フロー図

別紙 図1のとおり

(4) 施設配置図

別紙 図2のとおり

(5) 給水計画(事業展望)

上野浄水場の給水区域の東海市、大府市、刈谷市、高浜市及び中部水道企業団は住宅開発が活発であり、給水人口は微増ではあるが増加しています。また既存市街地での下水道の普及に伴い一人当たり給水量は増加傾向にあります。

産業用の工業用水使用は、不況・コスト縮減から低下傾向にあるが、全体としては微増ながら増加傾向にある。

(6) 連絡先

住所 〒478-0015 東海市名和町蕨山7

電話 052-604-4132

2 計画期間

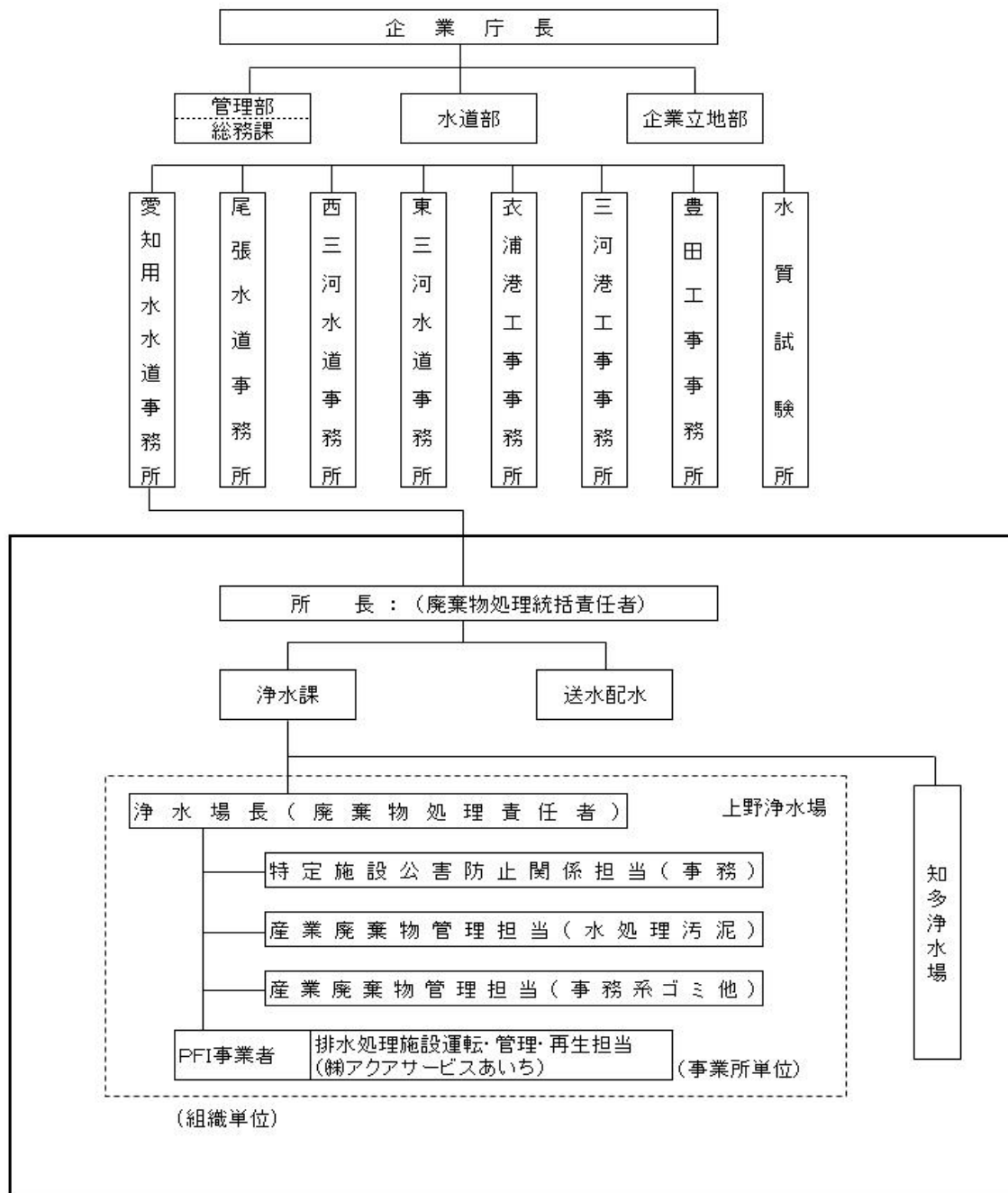
平成24年4月1日から平成25年3月31日

発生した産業廃棄物は、単年度に処理することを原則とする。

3 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 産業廃棄物処理に関する管理組織図

上野浄水場 廃棄物管理組織図



2) 民間委託による産業廃棄物処理に関する管理組織図 (平成18年4月より)

平成18年4月より「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」の趣旨に則り、民間の資金、経営能力及び技術能力の活用により、財政資金の効率的、効果的活用を図るために、脱水処理施設等の設計・建設業務及び運営・維持管理業務等を民間事業者に一体の事業として発注することとした。

本事業の入札説明書等に従い、総合評価一般競争入札を実施し、メタウォーター株式会社を落札者として決定し、入札説明書等に従い本事業を実施するために愛知県と基本協定書を締結し、これに基づき株式会社アクアサービスあいちを設立した。

4 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

(1) 目標の設定

- ・平成10年度から短時間脱水から長時間機械脱水に切り替わった。
- ・平成18年4月にPFI委託になり、実績値は23年度を採用し、浄水汚泥(PFI)の実績値を元に、23年度の処理取水量と24年度の予算水量の比率で算出した。
- ・取水量は給水量に依存し、給水量は給水人口の変動と産業活動・市民生活により増減する。
- ・上水道は、不況・コスト縮減から低下傾向にあるが、市民生活では下水道の普及に伴い一人当たり給水量は増加傾向にある。

(2) 具体的取り組み

このように、発生量(泥水レベル)を左右する大きな要因が外的なもので、浄水場の自助努力で発生量(泥水レベル)を抑制する余地が少ない。

しかし、水処理から発生する泥水レベルの発生量を低下することが困難ではあるが、汚泥濃縮槽で沈降させ上澄水を原水に還元することにより汚泥発生量のほとんどを再処理し水道用水に使用している。

また汚泥濃縮槽で濃縮された汚泥は、民間委託による排水処理施設で機械脱水しケーキにして培養土、土壌改良などに有価で売却するよう有効活用をはかり、産業廃棄物を減量することを目標とする。

(4) 研修・教育制度

・ 水処理

水処理から発生した泥水は、水処理過程で沈降処理することにより上澄水を取水に還元し、再利用している。

還元水が発生量(泥水レベル)を低減する大きな要因であることから、随時ミーティングを行い、積極的に使用し、汚泥濃縮槽等の管理を行うよう全職員と浄水場運転管理委託業者であるメタウォーターサービス株式会社に徹底する。

また排水処理施設の運転委託業者である株式会社アクアサービスあいちと作業前にミーティングを行い、汚泥の機械脱水が適正に行われるようにする。

・ 研修

各種研修・講習会に積極的に参加することで、各職員の産業廃棄物抑制に対する向上を目指す。特別産業廃棄物管理責任者及び産業廃棄物処理施設技術管理者の講習会を適宜受講させ、欠員が生じないようにしている。

(5) 情報公開

請求のあったときは「情報公開法」に基づき公開される。

5 産業廃棄物の分別に関する事項

(1) 目標の設定

水処理施設以外からの浄水場での維持管理業務・事務業務からの廃棄物の発生抑制を目標とする。

(2) 具体的取り組み

ア 維持管理業務

老朽化した施設が多く、補修・交換を行っているが、できる限る既存資源・設備を有効利用・再利用するよう設計・施工する。

(ア) 施設更新年数の延伸

各設備の施設更新は法定除却年数でなく、企業庁独自で法定除却年数に上乘せし、施設を利用することで全体的な発生を抑制する。

(イ) 資源の再利用

ろ過池では、数年ごとにより過砂の入れ替えを必要とするが、全量交換せず既存材料をクリーニングし、不足分を補うことで廃棄物の発生を抑制する。

(ウ) 適正な処分

機器の補修・交換から発生した廃棄物は他の廃棄分と混合せず、施工業者に処分費を支払い処分する。

(エ) 記録紙の節減

保存期間を過ぎた記録紙を反転し裏面を利用するなどの再利用をする。

イ 事務業務

紙資源の節減 保存期間を過ぎた書類の裏面を利用するなどの再利用をし、紙資源の節減・廃棄量の節減をする。

(3) 教育・研修制度

各種研修・講習会に積極的に参加することで、各職員の産業廃棄物抑制に対する向上を目指す。

(4) 情報公開

請求のあったときは「情報公開法」に基づき公開される。

(5) 分別に係る施設の設置状況

事務業務から発生する廃棄物は、大別して「可燃物」と「不燃物」に分別し、それぞれ異なる収集袋に入れ、保管する。

本館工具室に置き、飛散・散乱を防ぐものとする。

(6) 中長期的課題

事務業務は、各個人のパソコンがLAN(WAN)で接続されることでペーパーレス化を図る。

(7) 委託処理の状況（契約の状況）

一般事務系ゴミは、一般廃棄物を収集して所轄清掃センターに運搬する。

(収集物)

可燃物、生ゴミ及び燃える塵

不燃物、空瓶、空缶等

6 産業廃棄物の再生利用促進に関する事項

(1) 目標の設定

発生する中間処理後の汚泥は民間委託株式会社アクアサービスあいちを通してすべて売却することを目標とする。

(2) 具体的取り組み

園芸用培養土、客土、グラウンド舗装材等へ売却していただくよう働きかける。

(3) 教育・研修制度

担当職員だけでなく、担当以外の職員も売却先についての情報収集に関心を持つようミーティングなどで随意指導する。

(4) 廃棄物の再生利用に係る情報の収集・管理

水道新聞などの業界紙やインターネットから情報収集する。

担当職員だけでなく、担当以外の職員からも情報収集する。

情報は主査が管理する。

(5) 情報公開

請求のあったときは「情報公開法」に基づき公開する。

(6) 再生利用に係る施設の設置状況

民間委託による中間処理後の汚泥は変質・劣化・他の物質との混合を避けるように指導する。

(7) 中長期的課題

5(6)と同じ。

(8) 委託処理の状況（契約の状況）

平成23年度の場外搬出量は、

P F I 民間委託（泥水）	26,715.00 t
そのうち有価利用（脱水ケーキ）	1,318.00 t
汚泥（脱水ケーキ）	0.00 t

7 産業廃棄物処分量の削減に関する事項（分別及び再生利用を除く）

（1）目標の設定

浄水場から発生する産業廃棄物（汚泥を除く）は、すべて場外処分を適切な処分方法と処分費用で契約する。

（2）具体的取組

5（2）と同じ

（3）教育・研修制度

各研修・講習会に積極的参加することで、各職員の産業廃棄物抑制に対する向上をめざす。

（4）廃棄物処理に係る情報の収集・管理

水道新聞などの業界紙やインターネットから情報収集する。

担当職員だけでなく、担当以外の職員からも情報収集

情報は主査が管理する。

（5）情報公開

請求のあつたときは、「情報公開法」に基づき公開する。

（6）産業廃棄物処理施設・保管施設の設置状況

5（6）と同じ

（7）中長期的課題

5（7）と同じ

（8）委託処理の状況（契約状況）

6（8）と同じ